

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 19 日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24720310

研究課題名(和文)近世・近代移行期における公娼制度の社会史的研究

研究課題名(英文) Study of the social history of the state-regulated prostitution in the early modern times, the modern shift period

研究代表者

人見 佐知子 (HITOMI, SACHIKO)

岐阜大学・地域科学部・助教

研究者番号：00457029

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放令」関係史料の分析から、東京府の「芸娼妓解放令」の実施過程と公娼制度の再編過程を明らかにし、「芸娼妓解放令」の歴史的意義についての従来の評価に再考を促した。また、石川県をはじめ、各府県の「芸娼妓解放令」への対応について検討した。具体的には、各府県で「芸娼妓解放令」の理念が多様に理解・解釈され、既存の「遊廓社会」の動向とすりあわせながら、実際の遊所統制の方針が実体化していくことを明らかにした。

さらに、娼妓・芸妓の経験に即して「芸娼妓解放令」の歴史的意義を明らかにするために、娼妓・芸妓がかかわった裁判の判決史料の収集に着手した。

研究成果の概要(英文)：Through the research of these historical documents concerning “The Release Act of Prostitutes and Entertainers” which have been kept in Tokyo Metropolitan Archives, two processes are revealed; how the Tokyo Government at that time “freed” the prostitutes and how this act changed the prostitute system. Furthermore, we surveyed how the other Prefectural Governors had been enforcing the Act. The study, therefore, could give some contribution to the previous researches that stated the Act did not virtually go into effect.

In addition, we could start to collect historical sentences from the Civil Courts in order to reveal “freed” activities of prostitutes and entertainers by the Act.

研究分野：日本近代史、女性史

キーワード：芸娼妓解放令 遊廓 性売買 売春 ジェンダー 女性史

## 1. 研究開始当初の背景

これまでの「芸娼妓解放令」研究は、「解放」の実効性に懐疑的であったため「解放」の実態解明への関心が薄かったが、本研究は「解放」の実態を具体的にあきらかにすることで、「芸娼妓解放令」の歴史的意義を再検討ができると考えた。

また、「解放」後の公娼制度の再編過程についても、遊廓の具体的なありように即してあきらかにした研究はほとんどみられず、近代公娼制度の歴史的性質を解明するため、地域の実態に即した研究が求められていた。

## 2. 研究の目的

(1)本研究は、東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放令」関連史料を中心に、その収集、整理、翻刻をおこなうことにより、「芸娼妓解放令」の実態について調査、分析することをおもな課題とする。そこから、「芸娼妓解放令」の実施過程と「解放」の実態を明らかにし、「芸娼妓解放令」の歴史的意義についてのこれまでの評価を再検討する。

(2)また、「芸娼妓解放令」への各府県の対応の多様性に注目し、「芸娼妓解放令」の理念と実態およびその相克をあきらかにするため、東京府、石川県、大阪府、兵庫県など各府県の事例を検討する。

(3)くわえて、娼妓・芸妓にとっての「芸娼妓解放令」の歴史的意義を明らかにするため、民事判決原本（国際日本文化研究センター所蔵）の娼妓・芸妓関連判決例を調査する。

(4)以上の成果をもとに、近代社会における性売買の実態とその歴史的性質を考察する。

## 3. 研究の方法

(1)前課題をひきつぎ、東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放令」関係史料について、その整理、翻刻、調査をおこなうことにより、「芸娼妓解放令」の実態について分析、検討をすすめた。  
収集したおもな史料は、以下の史料である。  
( )内は請求記号。

- ・「娼妓解放二」(604.A2.12)
- ・「娼妓解放三」(604.A2.13)
- ・「娼妓解放四」(604.A2.14)
- ・「娼妓解放五」(604.A2.15)
- ・「明治五年芸娼妓解放人名」(605.D7.12)
- ・「娼妓解放府県往復留」(606.D8.4)
- ・「明治七年売淫取締書類上」(606.A4.5-1)
- ・「明治七年売淫取締書類下」(606.A4.5-2)

- ・「芸娼妓取締書類」(606.A7.6)
- ・「明治八年三業会社一件」(607.B2.10)
- ・「明治八年四月起取締会社一件」  
(607.A7.3-2)

以上は、「芸娼妓解放令」の実施過程とその後の公娼制度再編過程を具体的に明らかにしうる内容豊富な史料群であり、その存在は知られていたが、わずかな例外をのぞいてこれまでほとんど研究に利用されてこなかったものである。

(2)問題視角として、近代転換期の遊廓をふくむ地域社会と国家の関係のありかたに注目し、近世都市史研究の分野で深化されてきた「遊廓社会」論の視点と方法を重視して分析をおこなった。

(3)「芸娼妓解放令」以後の各府県の対応について、多様性とその背景を明らかにするため、府県ごとの「芸娼妓解放令」関係史料の収集・整理・分析につとめた。

(4)以上にくわえて、娼妓・芸妓の経験にそくして「芸娼妓解放令」の歴史的意義を明らかにするため、これまでの研究成果や収集史料の再検討にくわえて、民事判決原本（国際日本文化研究センター所蔵）の娼妓・芸妓関連判決例について調査をおこなうこととした。

## 4. 研究成果

(1)東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放令」関係資料を収集し、翻刻をすすめた。翻刻した史料の分析をすすめ、その成果を公表した。

「芸娼妓解放令」は、従来その実効性に疑問が付されてきたが、東京府文書をもちいて、東京府の芸妓・娼妓の「解放」の実態を明らかにすることで、「芸娼妓解放令」の従来の評価に再考を促した。

一方で、「解放」の実態が、「家」への「引渡」「引取」であったという点で、「解放」の限界についても指摘した。

(2)同じく、東京都公文書館所蔵の「芸娼妓解放令」関連史料から、「芸娼妓解放令」後の近代公娼制度の成立過程を、遊廓の社会構造の変化に即して明らかにした。

そのさい、近世遊廓社会をささえる遊女屋仲間/茶屋仲間といった仲間集団が、「芸娼妓解放令」によってもたらされた事態への対応をせまられるなかで、近代公娼制度がたちあがっていく過程に注目した。

結果、「芸娼妓解放令」が近世以来の遊廓社会にあたえた衝撃を、近代転換期固有の課題である身分制の解体と地域的な社会編成への展開、仲間集団にたいする国家権力の対応などと関連させて考察する必

要性を提起した。

- (3) 「芸娼妓解放令」以後の各府県の対応について、実態の多様性とその背景を解明するため、本研究課題においてはとくに石川県を事例に、「芸娼妓解放令」後の公娼制度の再編過程をあきらかにした。

本課題以前の成果もふまえると、「芸娼妓解放令」後の各府県の対応は、実際にそれが運用される府県ごとに多様であり、「芸娼妓解放令」の理念がどのように理解され、実際の遊所統制の方針として実体化していくのか、府県ごとにより具体的に今後検討される必要があることがあきらかとなった。

そのさい、重要な分析視角が、「遊廓社会」論であることも再確認された。「芸娼妓解放令」後の公娼制度の再編過程において、既存の遊廓社会の動向はきわめて大きな意味をもっており、より安定的な地域運営をおしすすめるために「芸娼妓解放令」後もなお遊廓社会の利害や動向を無視できないという実態が、公娼制度のありかたを規定していくからである。

他方、近世身分論・都市社会論で鍛え上げられてきた視角と方法である「遊廓社会」論が、身分制解体以後の近代資本主義社会における性売買システムの分析にどこまで適用可能かについては、今後の検討がまたれる。

ともあれ、「遊廓社会」論の視点と方法をもちて近代公娼制度を分析することは、従来の遊廓や性売買研究における近世史と近代史の断絶状況を埋める点でも意味をもつことも付言しておきたい。

- (4) 以上の成果をふまえて、「芸娼妓解放令」を軸として、それに直面した地域社会とのあいだでいかにして近代公娼制度が立ち上がっていったのかを、単著『近代公娼制度の社会史的研究』(日本経済評論社、2015年)にまとめた。

そこでは、従来の近代公娼制度研究のように、その特質を国家と娼妓の關係に一元化するのではなく、両者を介在するさまざまなレベルの社会集団と、それらの相互關係性の解明によって、性売買における抑圧の構造をより具体的にあきらかにしうることを示した。

- (5) 「芸娼妓解放令」の実態を、娼妓・芸妓の経験に即してあきらかにし、娼妓・芸妓の主体化の可能性を探るため、民事判決原本(国際日本文化研究センター所蔵)の娼妓・芸妓関連判決例を収集した。その成果の一部は、Councilで報告した。

民事判決原本の本格的な調査、翻刻および分析は、次の課題となる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

人見佐知子「公娼制度の近代転換期」(『部落問題研究』209、2014年、55-79頁、査読有り)。

人見佐知子「金沢の茶屋町と都市社会」(『都市研究 歴史・社会・文化』9、2013年、3-88頁、査読無し)。

[学会発表](計5件)

人見佐知子「リプライ」(大阪歴史科学協議会10月例会「近代公娼制度と遊廓社会 人見佐知子『近代公娼制度の社会史的研究』をめぐって」、2015年10月17日、於大阪市立港区民センター)。

HITOMI, Sachiko, Significance of the 1872 'Emancipation Edict for Prostitutes and Entertainers': Evidence from the Civil Courts, Embodied Histories: New Perspectives on Prostitution and Disease in Modern Japan, Council on East Asian Studies at Yale University, 招待講演, 2014年3月26日。

人見佐知子「公娼制度の近代転換期」(第51回部落問題研究者全国大会、2013年10月27日、於同志社女子大学)。

人見佐知子「金沢の茶屋町と都市社会」(都市史学会2013年度国際学術大会、2013年6月1日、於韓国・建国大学)。

人見佐知子「「芸娼妓解放令」の公布と近代公娼制度への道」(2012年度第42回明治維新史学会大会、2012年6月10日、於慶義塾大学)。

[図書](計3件)

人見佐知子『近代公娼制度の社会史的研究』(日本経済評論社、2015年、218頁)。

西澤直子・横山百合子編『講座明治維新9 明治維新と女性』(有志社、2015年) / 人見佐知子「セクシュアリティの変容と明治維新」(178-204頁)。

吉田伸之・佐賀朝編『シリーズ遊廓社会1 三都と地方都市』(吉川弘文館、2013年) / 人見佐知子「19世紀金沢の遊所と出合宿」(221-250頁)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

人見佐知子 (HITOMI Sachiko)  
岐阜大学・地域科学部・助教  
研究者番号：00457029

(2) 研究分担者

なし